

（堤 県議）

今回上程しました職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてお聞きします。

今回退職手当の調整率について、今年定年退職される方には経過措置として0.859を、来年度からは国と同じ0.837を乗じて減額します。金額では、例えば勤続38年の行政職課長補佐級の今年度退職者で24万6,788円の減、県全体での影響額は約2億5,751万円。来年度は74万362円の減で、影響額は約5億8,210万円となります。

政府は、2017年10月から12月のGDPの実質成長率を0.1%と公表しています。内需が振るわない理由として、雇用者報酬が伸びていないため消費支出が増えていないことがあります。この観点から考えれば、今回の退職金引下げは県経済にとってマイナスになると考えられますが、その認識はどうでしょうか。答弁を求めます。

（知事）

退職手当引下げの県経済への影響についての質問を頂きました。

今回の引下げは、長年にわたり県行政発展に尽力して頂いた職員1人1人にとりましては、本当に大きな影響があるに違いありません。

さて退職手当の引下げが県経済に与える影響についてですが、所得と消費の関係を考えると、消費の低下につながるという面はあるかもしれませんが、他方県職員の給与は、地方公務員法等の関係法令に基づいて決定されるべきものであり、退職手当のあり方と経済対策は、分けて考えるべきものであると思います。

その経済対策ですが、日銀大分支店が2月に公表した県内の景気動向によりますと、県内景気は「緩やかに回復している」とされており、国の動向に近づいてきましたが、県民の皆さんが本当に景気回復を実感していただけるよう、きめ細かく政策を実行していくことが重要だと思っている。

そのため、本年度の3月補正予算案では、国の補正予算を積極的に受入れ、防災・減災対策や農林水産業の体質強化の事業費を計上し、景気回復の流れを後押ししています。

また、30年度当初予算案においても、災害からの復興はもとより、景気回復も念頭に、地方創生を強力に前進させるため、5年連続のプラスとなる積極予算としたところです。

今後とも、退職手当制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえて対応するとともに、経済対策は経済対策として、景気回復の後押しにつながる実効ある施策を講じていきたいと考えています。

（堤 県議）

やはり、県経済に与える影響があるという認識だと思います。ただ法律だからとか、経済対策が別物だという考えではいけないと思う。

やはり地域経済を支えてる方々は消費者だから、消費支出が増えなければ地域経済は増えないのですから、是非その点は今後とも考慮して頂きたいと思います。

併せて、総務部長・教育長・県警本部長にお伺いします。

退職手当の引下げについて、改正理由については、「5年ごとに行われる退職水準の官民比較において、国家公務員の水準が民間を上回っていたことを受け、その退職手当支給額を引き下げる法律が成立したこと等を考慮し、本県としても、退職手当の引下げを行う。」としています。人事院が行った官民比較調査では、民間を平均78万1,000円上回ることから引下げを行うとなっていますが、総務部長、教育長、警察本部長の立場からどう考えているのか答弁を求めます。

(総務部長)

退職手当の引下げについてお答えします。

地方公務員の退職手当制度は、地方公務員法に定める「均衡の原則」により、民間の状況や国及び他の地方公共団体の動向等を考慮することとされている。

今回、人事院が行った退職給付水準の民間調査は、全国の企業規模50人以上の民間企業を対象に調査した結果であり、民間実態を適正に反映したものと考えている。

国及び他の都道府県においても、この調査結果に基づき、引下げを行っており、本件においても同様に改正することが妥当であると考えている。

(教育長)

退職手当の引下げについてお答えします。

退職手当制度については、地方公務員法上の「均衡の原則」に基づき、本県をはじめ他の都道府県においても、国に準拠した制度となっています。

国や他県が同様の見直しを実施している中、退職手当制度について、県民の皆様方のご理解を頂く上でも、必要なものと考えています。

(県警本部長)

今回の改正は、地方公務員法上の「均衡の原則」に基づいて行われるものと承知しており、本条例の適用を受ける警察の職員についても、知事部局などと同様で、妥当なものだと考えています。

(堤 県議)

総務部長、均衡の原則であれば人事院が78万1,000円の減額が民間と反映していると、大分県でも同じような状況と考えているという事ですか。

(総務部長)

今回の人事院の調査は、すべての産業の企業規模が50人以上の民間企業、約4万2,000社から統計学上の手法を用いて、7,355社を調査対象としています。

また、都市部だけでなく、本県を含む地方部でも調査が行われていることに加えまして、比較対象としている国家公務員についても、地方に勤務する、例えば労働局・税務署の国家公務員等も含まれています。こうしたことから人事院の調査というのは本県に当てはめ

ても統計学上も適正な調査だと考えています。

(堤 県議)

その差額が大分県にとっても妥当という根拠は何ですか。実際に調査していないでしょ。国の状況だから大分県も同じように準拠してやるというふうな形じゃないですか。

実際にはどういうふうになっているかというのは調査もしてないし、そこら辺はどういうふうに考えていますか。いくら何でも均衡だけでやるというのはおかしいと思うのですが、再度答弁を求めます。

(総務部長)

大分県の民間給与の調査というのは、月例給でありますとか一時金ボーナスについては毎年調査を人事委員会の方でやっています。退職手当につきましては毎年の調査があるわけではなく、国は5年に1度の調査ということで、本県が独自に調査をするという事は実際的には不可能というふうに考えています。各県もそうしたことから、調査を行っていませんし、ただいま申し上げた人事院の今回の調査が地方部も含めた調査であるということで、本県も含め他の都道府県もこの調査結果によって、改正をしているというふうに受け止めています。

(堤 県議)

昨年11月の地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣の通知によると、「退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講ずること」と、適切というのは、当然下げるのも適切。変えないというのも適切と、いろんな考えがあると思います。

それで下げると決めてるわけですね。法律の制定を考慮して大分県も実施すると、法律が変わったからと言ってるんですけど、0.873ということが適切と判断した理由というのは何ですか。

(総務部長)

総務副大臣の通知内容については承知しています。1つは行政運営に支障が生じないように必要な措置を講ずることということで、5年前、同様な退職手当引下げというのがあったわけなんですけど、この際他県では駆け込みの退職という、つまり引き下げ前の駆け込み退職という実態がありました。

今回の総務副大臣の主旨は、そうした事態が生じないように適切な対処をするようにという事で、我々聞いています。そのため、本来は議員もご指摘のように、83.7の調整率を適用すべきところを、経過措置として本県では、本年度退職者につきましては85.9という経過措置を設けたところなんです。

これが適切な措置というふうに考えています。もう一度申し上げますと、駆け込み退職等を防ぐ為、3月の末まで退職予定者が勤めて頂くということでの措置です。

(堤 県議)

副大臣の通知は結局地方公務員の退職手当について、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨を踏まえ、今後の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講じるということと、なお駆け込み退職と、なおおで続けている言葉ですから。

一番のメインは適切な措置を講じるということです。確かに駆け込みによって、調整率が少し今年度・来年度と違ってます。それを考慮するという事じゃなくて、適切に判断するという事が本来はこの通知の主旨だと思うのですが、この主旨についてどのように考えてますか。

(総務部長)

適切な措置ということは国に準じて、同様な措置をとることというふうに解説をされています。ですから国に準じて引き下げることというのが適切な措置だと受け止めています。

(堤 県議)

公務員の退職金の性格、これはどのように考えていますか。

(総務部長)

退職手当につきましては、様々な解説がありますが、勤続報奨的な性格、また生活保障的な性格・賃金後払い的な性格、大きく3つの性格があるとされています。

(堤 県議)

今3つの性格があるとされましたが、今回の減額についてその3つの性格から考えてどうですか。

(総務部長)

今回の引下げの根拠としております人事院の退職給付水準の官民比較というのは、退職一時金のみを比較対象としているのではなく、将来支払われる、例えば民間であれば企業年金、我々公務員であれば共済年金、これを含めて退職時点の原価に換算して官民比較を行っています。

そうした意味で言いますと勤続報酬的な性格、生活保障的な性格、そうした退職手当の性格に鑑みても今回の調査というのは妥当なものであるというふうに受け止めています。

(堤 県議)

3点目に公務の特性についてお伺いします。

退職手当の見直しをするのであれば、民間との比較だけではなく、公務の特性など憲法上の規定をされている公務員としての性格があるわけですから、様々な観点からの検討をするべきではないのでしょうか。今回はこのような観点は全く反映されていないと思うのですが、反映はどのようにされる又はされていると考えているかというのがあれば答弁を求めます。

(総務部長)

退職手当をはじめとして、公務員の給与は、税金で賄われていることを考慮すれば、その水準を民間企業の従事者と均衡させることが妥当であり、これにより県民の理解も得られると考えている。

また、法制度上、地方公務員法に定められている、何回も申し上げますが「均衡の原則」は、民間とともに、国及び他の地方公共団体の動向等も考慮することとされている。

今回、民間との均衡を図るため、国家公務員退職手当法が改正され引下げが決定されたことに加え、全ての都道府県もこれに準じて見直すこととしている。

同じ公務として、国及び他の都道府県と同様に改正することが、地方公務員法はもとより、県民感情にも沿うものだと考えている。

(堤 県議)

県民の感情、これはどういう感情ですか。

(総務部長)

公務員の給料は、月例給・ボーナスを初め退職手当も今申し上げましたように民間準拠、そして均衡の原則のよって決定されています。

これをもって税金を納める納税者の方々のご理解を得られるものだと考えているという意味です。

(堤 県議)

退職手当の引下げというのは、公務員の生活と退職の保証と、先ほど言われましたけど、これは大きく脅かすことにもなると思います。

また、若い人達が希望をもって県庁で働こうという働き甲斐を失わせるものと言わざるを得ません。公務員が下がれば民間も下げると負の連鎖になってしまう。今回は民間が下がったから公務員も下げると、正に負の連鎖です。

労働条件悪化の悪循環に更に拍車をかけるものとなると考えられますが、そこら辺はどのように考えていますか。

(総務部長)

今回は退職手当につきまして、民間の調査に基づいて引下げですが、月例給ボーナスにつきましては、26年から4年連続のプラス改定になっています。29年度、本年も県職員だけで約9億1000万円の所得が向上している。そうした点でやはり民間がプラスの時には公務員もプラス、マイナスの場合はマイナスというふうにしっかり準拠していき民間と均衡をとるということが妥当だと考えてます。

(堤 県議)

次にいきます。

まず2017年度大分県一般会計補正予算(第9号)の中身です。

今回の補正予算では、大分港の背後地に生活する県民の生命・財産などを守るため、大分臨海コンビナートの護岸を強化する国直轄海岸事業負担金が計上されています。これは、2017年度から2035年度までの19年間の工事で、総事業費約300億円もの巨額の税金が投入される事業です。確かに南海トラフ巨大地震によって、大津波等から背後地住民を守るのは行政の役割ですが、県所有の護岸という理由だけで、臨海コンビナート群の大企業に負担を求めないのはあまりにも不自然だと考えます。護岸強化の恩恵を受けるのは大企業群も一緒です。コンビナート群の企業と協議を行い、一部負担するよう求めるべきと考えますが土木建築部長の答弁を求めます。

(土木建築部長)

平成29年度大分県一般会計補正予算(第9号)についてお答えします。

この海岸事業は、南海トラフ地震津波や台風による高潮に備えるため、護岸を強化するものであり、施工規模が大きく、高い技術力を要することから、国による直轄事業で実施するものである。

対象範囲は、生石から中島、今津留、萩原、そして三佐、鶴崎にまで及び、東西約10キロメートル、1千4百haの広範囲にわたる浸水を防ぐもの。

この背後地には大企業のみならず、多くの中小企業も含まれ、また、市街地に居住する1万3千戸、2万8千人の生命や財産を守るものです。

さらには、不特定多数の方々が利用し、また緊急輸送道路でもあります大分港線などの道路、JR日豊本線の被害を防ぎ、社会経済活動を維持・継続させる重要な公共事業である。

このような事業においては、特定の企業、団体から負担金を求めるものではないと考えています。

(堤 県議)

県民の生命・財産を守るというのは当然のことです。そこで生活している生活の場ですから。企業というのはそこで営利活動、儲けを主にしていることがメインです。

それと同列にするんじゃないなくて、やはり負担金をと、そういうふうな協議はすべきだと思う。仮に出す出さない別にしても、そういうふうな協議をする事が、県民にとってみても、正にさっきの話じゃないけれども県民感情から見ても適切だと思う。

協議等を一切しないし、協議を一切しないのであれば何故しないのかという理由は何でしょう。

(土木建築部長)

先ほどの対象範囲の中にあります企業群、大変多くの方々、県民の方々・市民の方々が働いている場所でもあります。そういった環境の中で、様々な大企業・中小企業が存在するわけですが、そういった所への個別の負担金についての協議をするということは考えていません。

(堤 県議)

防災の関係でコンビナート群との協議会がありますよね。そういう中での協議というのがこの問題についてされていないのですか。

(防災局長)

コンビナート協議会の件ですが、コンビナート協議会における主な議題は、企業におきまして大きな地震・南海トラフによる津波等が来た時にどのようにタンクを津波から守るか、後背地に対してどのように影響を与えないようにするかという事を主に協議をして、各企業が取りうる防災措置、そういう事をメインにして協議をしている場です。

(堤 県議)

そのコンビナートのタンクが流出しないとか、そういうことを協議をされているという話ですが、確かに護岸が頑丈であればいいと思うけど、それによって仮に護岸の状況で自分たちの企業としてタンクが流れないようにしようと頑張っている、お金を出している訳でしょ。護岸についてもメインはそこだからその協議の中でもおかしくないと思うのですがどうでしょう。

(防災局長)

先ほど申し上げましたように基本コンビナート企業につきましてはそれぞれの施設・設備それが被災した時にどのように周囲に影響を及ぼさないか、そういうことが一番喫緊の重要な課題ですので、そういったものをメインに議論している。当然単体の企業だけでなくコンビナート群全体でどうするかというのが重要ですので、その企業群・行政交えてその対策について色々と協議をしているということです。

(堤 県議)

最後に県臨海工業地帯の特別会計補正予算について  
今回の補正予算は、フジボウの6号地C-2地区の進出に伴う売却代金を公債費や事業費として支出するものです。6号地事業費として2億円を企業立地促進等基金へ積み立てるようになっていますが、どうして公債費に回さないのでしょうか。借入金を償還する方が、将来的な利子等にも影響してくると考えますが、答弁を求めます。

(土木建築部長)

平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算(第2号)についてお答えします。

長年の懸案であった6号地C-2地区については、フジボウ愛媛株式会社に、約8haの土地を売却することができた。

しかしながら、同地区にはまだ約26haの売却予定地があり、この土地を早期に売却し、借入金を速やかに返済することが、結果的に今後の利子償還額の削減に繋がるものと考えている。

このため、6号地C-2地区への企業誘致をスムーズに進めていけるよう、その財源となる企業立地促進等基金に積み立てを行うこととしたところ。

(堤 県議)

確かにあそこは早くに売却を進めていかないといけないと思います。今のフジボウの後の残りの土地は現状的に進出表明があるとかまたは、こういうふうな営業をしているというのがあれば少し教えて下さい。

(商工労働部長)

具体的にどういった企業という事は申し上げられませんが、実際に6号地C2地区、まだ売却土地がありますので、企業誘致を精力的に進めているところです。

(堤 県議)

是非それは頑張って頂きたいと思います。大企業の呼び込みの企業立地促進基金積み立ての問題ですが、県内の99.9%を占める中小企業向けに回したらどうかなと思います。特に昨年来の大災害で被災した中小企業への支援策等に使われるべきと考えますが、どのように考えているのか答弁を求めます。

(商工労働部長)

昨年2度に渡る大災害がありました。九州北部豪雨そして台風18号の災害、いずれの災害に際しましても、小規模事業者向けに小規模事業者持続化支援事業ということで、その復旧復興を支援する取り組みは進めています。引き続きこういった小規模事業者への取組を後押ししていきたいと考えております。

(堤 県議)

この基金がそういう持続化補助金の補助じゃなくて、一般的な中小企業被災者に対する再建という形で使うというのはいけないんですか。

(商工労働部長)

企業立地促進等基金、これはあくまで企業誘致等に支出するための基金ですので、そういった被災中小企業にするものではありませんが、先ほど申しましたように、災害があるたびに被災状況をふまえて適切な支援、小規模事業者持続化支援も始めしっかりと支援していると考えています。

(堤 県議)

中小企業に対して持続化補助金事業だとか、融資の問題とかいろいろあります。ただ目に入らない中小企業もかなりあります。そういう方々に対してはこの基金がせつかくあるわけですから、企業立地も大切でしょう。それプラス県内の中小企業が使えるように是非奮闘してください。